

## 平成28年10月定例農業委員会議事録

(開会 10月25日(火)午前9時)

(事務局出席者) 廣戸事務局長、山田次長、久野主幹、  
原田副主幹、鈴木主任主査、農崎主事  
(傍聴人) 0名

議長：ただいまから10月定例農業委員会を開催します。現在の出席委員は、19名です。議事録署名者の委員を選任します。本日の議事録署名者は、19番の加藤英幸委員、1番の竹谷正富委員にお願いします。それでは、議事に入ります。

議長：議案第25号について、事務局からの説明を求めます。

### 【議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1 福田の件について、地元委員からご意見をお願いします。

近藤(邦)委員：ただいま事務局から説明されたとおりです。調査内容にあるとおり、渡し人の世帯は耕作者が亡くなり後継者もない状態であり、現在79歳と高齢であるため、ほとんど農業をされておられません。受け人は、今回の申請地の周りを耕作しており、問題のない人が耕作をしていただけるという判断をしておりますので、審議の程、よろしくをお願いします。

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号1について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号1について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、許可することとします。

議長：つづきまして、番号2及び番号3 筋生の件について、同一の案件ですので、まとめて地元委員からご意見をお願いします。

清水委員：番号2、3については隣接地であり、現場を確認したところ、今年の作付けはされていないようですが、昨年は耕作されていた様で、ある程度の管理はされている状態でした。申請地は水田ですので、受け人が今後は稲作等で管理されると思っております。特に問題はないかと思っておりますので、審議の程、よろしくをお願いします。

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号2及び番号3について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。採決はそれぞれ採ります。番号2について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2について、許可することとします。

議長：続きまして、番号3について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号3について、許可することとします。

《採決結果：議案第25号 全員賛成3件》

議長：つづきまして、議案第26号について、事務局から説明を求めます。

【議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明。立地基準：農用地区域内農地》

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1 筋生の件について、地元委員からご意見をお願いします。

清水委員：事務局からの説明のとおりです。少し手続き等が遅れましたが申請頂いたということです。事務局に質問ですが、地目の変更とありますが、地目は何になるのですか。

事務局：もともとの登記上の地目が田でありましたが、使い方がポット苗等の苗の栽培などの土を露出した状態であるので、現実的には畑の状態でした。地目の変更とありますが、宅地に変えるわけではなくて、農地のまま畑への地目変更という形になります。

清水委員：分かりました。特に問題はないと思いますので、審議の程、よろしくお願いします。

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号1について、意見のある方は挙手をお願いします。

鈴木(文)委員：立地基準についての説明をお願いします。

事務局：農業振興地域整備計画において農用地、農業用施設用地という区分けがございます。農業用施設用地とは、加工場や直売所などの、農業のために使用する土地、農業のために使用する施設のための用地のことを指し、申請地は

その農業用施設用地に用途を既に変更してあります。農業用施設用地に農業用のハウスを建築する場合、200㎡以下の敷地の場合は、農地転用の許可は不要であると農地法の規定があります。しかしながら、今回のガラス温室については、敷地面積が200㎡をはるかに超えており、農地転用の許可が必要となります。許可申請の手続は遅れてはいるものの、行っていただけるということで、今回申請をいただきました。

議長：その他に何か意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号1について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第26号 全員賛成1件》

議長：つづきまして、議案第27号について、事務局から説明を求めます。

【議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明。立地基準：番号1は第3種農地、番号2は農業振興地域内農地》

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1 新屋の件について、地元委員からご意見をお願いします。

原田委員：去る10月22日に現地を確認しました。先ほど事務局より説明のあったとおりで、隣が畑、その隣が駐車場になっており、申請地の現況は柿の木が植わっている状態です。渡し人は高齢であり、このままだと耕作がされなくなってしまうのでは、と心配していました。こういう形で貸すことによって土地の有効利用ができるということで、良いことだと思います。特に問題ないと思いますので、審議の程、よろしく願いいたします。

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号1について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号1について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号2 苧生の件について、地元委員から意見ををお願いします。

清水委員：これは農振除外の申請を3月ごろに申請をしているかと思いますが、以前言われたように、計画が変更されたとのこと。申請地へ直売所を設けるといふことで、先回も汚水排水のことを心配しましたが、汚水排水がない申請ですので、特に問題もないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号2について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ただいま地元委員より説明のあった番号2について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号2について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第27号 全員賛成2件》

議長：つづきまして、議案第28号について、事務局から説明を求めます。

**【議案第28号 農用地利用集積計画の決定について】**

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明があったことについて、何か意見等はありませんか。

近藤(雅)委員：21ページですが、ファームズ三好の賃料ですが、10aあたり米15kg相当額であると記載がありますが、これは、もみ殻、玄米、精米のどのような段階の価格で算定されますか。

事務局：正確には把握しておりませんので、確認して報告いたします。

鈴木(文)委員：おそらくですが、玄米60kgあたりの額を基本とし、その4分の1の額であるということですので、玄米の価格であると思えます。

議長：その他に何か意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：意見等もないようですので、利用権設定に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：本件について、全員賛成により決定することとします。

《採決結果：議案第28号、全員賛成》

[報告事項]

1 平成28年9月分農地転用届出の受理状況について

(事務局説明)

議長：ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、意見等のある方は挙手をお願いします。

(意見、質問等なし)

議長：以上で予定していました議事等は全て終了いたしました。これをもちまして、議長の職を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

事務局：その他連絡事項について、事務局から説明をさせていただきます。

- 1 平成28年度農業委員会先進地視察研修について
- 2 みよし市農業委員会の委員及び農地地用最適化推進委員の定数を定める条例について
- 3 平成28年度産業フェスタみよし2016への協力について